

府民利用制度のご案内

平成 29 年度から大学の教育・研究のために収集した資料の図書貸出サービスも開始しました。詳細は「府民利用制度のご案内」をご覧ください。

◆ 利用カード発行対象者

高校生以上の方で、以下のいずれかに該当する方

- ① 京都府内に在住する方
- ② 京都府内に在勤、在学する高校生以上の方。ただし、他大学の教職員・学生の方への利用カードの発行はできません。大学図書館間の相互利用制度を通じてご利用ください。

◆ 利用手続き

府民利用カードの発行には「利用者登録申込書」への記入と下記のものが必要です。

受付時間 ~~平日 9:00～20:00 土日 9:00～16:00~~ 当面の間、平日 9:00～17:00

- ① 在住の方：氏名・現住所・年齢が確認できるもの—運転免許証、健康保険証、在留カード、特別永住者証明書、生徒手帳（高校生の場合）、住民票（コピーは不可 発行後3ヶ月以内）等
- ② 在勤の方：氏名・現住所・年齢と府内在勤が確認できるもの—健康保険証、社員証、在勤証明証等（名刺や手紙は不可）
 - * 健康保険証は発行機関所在地が京都府内でない場合は、府内在勤の証明書類として使用できません。

◆ カードの有効期間

カード発行後3年間です。有効期間を過ぎた場合は、利用資格が確認できるものをご提示ください。

◆ 貸出ができない期間

府立大学学生の定期試験2週間前から試験期間中は図書の貸出は受けられません。期間は図書館HPと館内掲示でお知らせします。

◆ 貸出対象図書

図書館所蔵の一般図書が主な貸出対象図書です。

貸出できない資料—学内利用図書等

◆ 貸出冊数

3冊以内

◆ 貸出期間

15日以内

◆ 注意事項

- ・貸出カードは登録者ご本人以外使用できません。
- ・登録情報に変更があった場合はすぐに届け出てください。
- ・図書を紛失、汚損等の場合は原則同じものを弁償していただきます。
- ・期限内に返却いただけない時は、「利用者登録申込書」に記載された連絡先にメール、電話、ハガキで督促を行います。